

令和元年7月5日開催

箕輪町農業委員会第17回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和元年7月5日(金) 午後3時27分から午後4時10分

2. 開催場所 役場講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について
- 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。本日南箕輪村農業委員会事務局から傍聴に来ている。今年の梅雨は、いつ雨が降ってもおかしくないが、本日は本会議でありますので農作業を行いたい委員の方もいるかと思いますがよろしく申し上げます。6/21 箕輪町にヒョウが降った。被害にあわれた農家さんにお悔み申し上げます。秋台風が来れば農家として非常に厳しい年となる。最近防災無線が鳴ると熊の目撃情報が配信されている。まだ、被害は出ていないが、委員のみなさんも注意するようにお願いします。農地部長より今後の方針など話があると思うが、人・農地プランの実質化に向けた取組を各営農単位で話し合いを行い、11月頃の人・農地プランの話し合いに向けた準備を進めてもらいたい。また、週明けには、研修視察が予定されている。全委員の方が視察先について事前に確認いただき実り多い視察になるようお願いし、あいさつとします。

局 長

これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたしますので、お願いいたします。

議 長

ただいまから第17回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会

は成立いたします。

6月の経過報告について申し上げます。

6月第16回総会を6月5日(水)に行い、農地法第3条4件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件1件と農地法5条の転用審議案件7件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。

6月11日JA・商工会議所・農業員会懇談会が行われました。6月13日・25日あっせん会議が行われました。6月17日長野県農業会議第4回通常総会が行われました。この会議の中で、農業者年金3か年推進計画早期達成農業委員会として、箕輪町農業委員会が感謝状を受けております。6月18日～6月21日で水田転作確認作業を行いました。6月20日農業者年金業務推進会議が行われました。内容につきましては、後の協議会で原委員より報告をいただきます。6月27日豊丘村農業委員会が当町の伊藤剛史氏のリンゴ園と、にこりこー帯の視察に訪れましたので、私に対応しております。7月1日上伊那農業委員会協議会定例総会が行われました。来年度は、箕輪町での開催となります。こちらにつきましても、後の協議会において原委員より報告いただきます。7月4日米穀部会・農政対策委員会総会が行われそれぞれ参加した委員のみなさんお疲れ様でした。本日午前中、転用案件の現地確認と、役員会を開催しております。また、先ほどの研修会お疲れ様でした。以上で6月の報告を終わります。

議 長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

7番大槻博文委員・8番藤田久一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明します。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、XXXXXXXXXX㎡

譲渡人はXXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXさん。今回譲受人のXXXXXXXXXXさんは、隣接地に住宅建設を計画(今回の議案第2号の3番案件)しております。住宅と合わせて、家庭菜園として農地を取得する計画です。譲渡人は、会社員で、相続で受けた農地であり、今後も農業を行う計画がなく、農業経営縮小を考えておりました。

XXXXXXXXXXさんの今回の取得面積は、2番案件と合わせて取得のため、XXXXXXXXXX㎡で、農振農用地区域外の農地で、下限面積5aの要件は満たしております。

売買金額は、XXXXXXXXXX円です。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、[redacted] m²
譲渡人は、[redacted] の [redacted] さん。

1 番の案件と、議案第 2 号 3 番の案件と同時取得による計画。

譲渡人は、申請地と合わせて、1 番及び、議案第 2 号 3 番案件の農地を耕作していたが、今回の計画の話があり、申請地は、道路と接しておらず、耕作を続けることができなくなるため、譲受人に話をしたところ、家庭菜園として合わせて購入してもらえ話のできたため手放すこととした。

大槻さんは、引き続き水稻を希望しており、地元農業委員さんは、借りられる水田があれば情報をお願いしたいと思います。

売買金額は、[redacted] 円です。

位置図は、3 ページになります。

3 つ目の案件です。競売による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、[redacted] m²
[redacted] m² 合計 [redacted] m²

この案件は、平成 31 年 3 月の総会で、農地法第 3 条第 1 項の規定による適格証明願いのあった案件で、今回落札をしたため申請となっております。

位置図は、5 ページになります。

議案第 1 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番・2 番の案件を原委員。

原委員 [redacted] の [redacted] さんが来て説明を聞きました。現場は [redacted] の南の圃場ですが、[redacted] さんが耕作していた。今回住宅建設に伴い、[redacted] さん所有の圃場への出入りができなくなるため農地としてあわせて取得してもらうもの。

議 長 3 番目の案件について、藤田久一委員

藤田委員 6/18 [redacted] さんが来て説明を受けました。今回住宅と合わせて取得。農地については、住宅用地を通らないといけないため問題ないと思われる。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
〔なし〕の声あり

質疑なしと認めます。採決をいたします。

1 番の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

1 つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う駐車場用地の申請です。
土地の所在は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX m²になります。
売買価格は、XXXXXXXXXXです。

申請人のXXXXXXXXXXXXさんは、駐車場が手狭なため駐車場用地を探していた。今回隣接者の譲渡人のXXXXさんより賛同いただけたため、計画するもの。
駐車場は、P の配置図のとおり、社用車、ダンプ、ユニット等の駐車場として整備を計画しております。XXXXさんは、高齢のため農地縮小を図るものです。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、1 ページになります。

2 つ目の案件です。計画変更に伴う贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX m²
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX m² 計 XXXXXX m²です。

住宅用地に伴う申請です。

平成 17 年 3 月 16 日付、貸駐車場の計画で農地転用許可を受けたが、高齢のため実施しておらなかったが、今回申請人が、土地の有効活用として生前贈与を受け東京より移住し生活する住宅を新築したいと計画。

農地区分は概ね 10ha 以上の一団の農地、第 1 種農地に該当。農振除外手続きは完了しており、近隣の状況から転用はやむを得ないと判断しております。

位置図は、3 ページになります。

3 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX m²
住宅用地での申請です。売買価格は、XXXXXXXXXX円です。

申請人は妻、子供とアパートで暮らしているが、家族の将来を考えると現在のアパートでは手狭なため、住宅を計画。譲渡人は、申請地は現在も賃貸借で耕作していた

だいている農地であり、今後も耕作をする予定がない為土地の有効活用のため本計画に賛同することとした。農地区分は、市街化近郊区域内で概ね 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。不許可の例外として、集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、7 ページになります。

4 つ目の案件です。贈与による所有権移転に伴う住宅用地の申請です。

土地の所在は、XX m²です。

譲受人は、現在XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXの apart 夫婦 2 人で暮らしている。将来実家の両親をみなければならぬため、実家近くで探していた。今回父親所有の農地を生前贈与にて取得できる話となったため計画するもの。

農地区分は、第 1 種住居地域の用途区域内の農地、第 3 種農地に該当。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は 10 ページになります。

5 つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う駐車場用地としての申請です。

土地の所在は、XX m² です。

売買価格は、XXXXXXXXXXXX円です。

申請人は現在離れた場所の駐車場を借りており不便なので申請地を購入し駐車場用地として計画。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、13 ページになります。

6 つ目の案件です。計画変更による、売買による所有権移転に伴う住宅敷地拡張の申請です。

土地の所在は、XX m² です。

売買価格は、XXXXXXXXXXXX円です。

申請者は、申請地と、XXXXXXXXXXXXの宅地と、XXXXXXXXXXXXに建っている住宅を取得する。自家用車の出入り等申請地を取得しないとできない。申請地は、平成 10 年 8 月 7 日付け農地転用されていたが、自己資金が工面できなくなり、計画を断念していた。土地の有効活用として、申請者に売買することとした。位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、17 ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であり

ます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番・4 番案件について原美鈴委員。

原委員

1 番目の案件は、6/9 [] の担当者が来て説明。自社と隣り合わせの土地であり、耕作者としてもバイパスを渡っていく必要のある農地であるため手放したい意向であり問題ないと判断しております。

4 番目の案件は、6/14 に [] さんが来て説明がありました。申請地は宅地の中の田んぼであり、特に問題ないと判断しております。ご審議お願いします。

議 長

2 番・5 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員

6/13 [] が来て説明がありました。現地は、耕作がされておられない荒廃地であった農地であり、問題ないと判断しております。

6/18 [] さんが来て説明がありました。現在駐車場は、自宅から離れた場所を借りており、今回売ってもらえる話になったため購入するとの話であります。住宅地に挟まれている畑であり問題ないと判断しております。ご審議お願いします。

議 長

3 番の案件について、原義久委員。

原委員

6/16 [] さんが来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。ご審議お願いします。

議 長

6 番の案件について、北條眞一委員。

北條委員

6/18 [] さんが来て説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

鈴木委員

今回、2 番、6 番案件は、計画変更に伴う申請となっている。中でも、6 番案件は、20 年経過している状況での計画変更となっているが、事務局では、農転が出された農地の現在の状況について把握しているかどうかについてお聞きします

事務局

農転の許可証とあわせて、3 か月ごとに経過報告と、完了時に提出いただく報告書の提出を求めている。また、農転を受けた農地については、課税上は、介在農地

となり、宅地並み課税となる。実情は、この報告により把握している状況である。

鈴木委員

了解しました。

議 長

その他質問ありますか。
（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（全員「異議なし」）

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

畑 1,021 m² であります。

2 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和元年7月8日から令和11年12月31日までの10年間となります。

3 ページは、借り手の状況となります。

■■■■の■■■■さんで、「畑」 2筆 1,021 m²となります。

■■■■さんは、りんご農家です。

議案第3号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第5議案第4号について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。①について

1 ページは、総括表となります。

田 37,257 m²、畑 42,095.05 m² 計 79,352.05 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、2年継続 1筆 畑 309 m²

3 ページは、3年新規 1筆 田 368 m²

4 ページは、3年継続 1筆 畑 470 m²

5 ページから 7 ページは、5年新規

18筆 田 15,997 m² 13筆 畑 8,480 m² 合計 24,477 m²

8 ページから 9 ページは、5年継続

14筆 田 12,675 m² 4筆 畑 1,962.05 m² 合計 14,637.05 m²

10 ページは、6年新規 1筆 田 1,644 m²

11 ページは、7年新規 1筆 田 978 m²

12 ページは、7年継続 1筆 田 964 m²

13 ページは、10年新規

2筆 田 1,574 m² 23筆 畑 22,753 m² 合計 24,327 m²

14 ページは、10年継続

4筆 3,057 m² 14筆 畑 8,121 m² 合計 11,178 m²となります。

続きまして②農用地利用集積円滑化事業分について説明します。

1 ページは総括表となります。

畑 11,729 m² となります。

2 ページは貸し手の状況です。 3筆 畑 3,641 m²となります。

3 ページは、借り手の状況です。 ██████████ 氏となります。期間は、5年です。

4 ページは貸し手の状況です。 6筆 畑 8,088 m²となります。

5 ページは借り手の状況です。 ██████████ 氏となります。期間は、1年です。 ██████████ さんは、酪農を本年で辞める旨相談がきております。今後 ██████████ さんが借りている農地について、前回 ██████████ さんが借りている農地で行なった調整と同様の作業が必要となることが考えられますので、その際は、お願いします。

議案第4号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6報告第1号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)についてご説明いたします。

本事業の趣旨は、優良農地を荒廃化させないで優良農地として活用されるよう農業委員会、市町村、県、国、農業開発公社の密接な協力で行われる事業で、税制上の特典等があります。

6月13日、6月25日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社へ、2名の方から売買を行いました。また、公益財団法人長野県農業開発公社から、3名の方が売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。

今回の事業内容は、県単独事業での売買と、担い手支援事業の2種類での売買となっております。

売買価格に関しましては、それぞれ坪単価が違っております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

6月に届出のあったものが8件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が2件、次期耕作者への貸出しが5件という内訳になっておりますので、よろしく願いいたします。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。
続きまして、日程第8報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。
本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出について
ご覧いただきます。
相続により農地を取得しました届出の5月末、6月の受付分になります。全部で
5件ございました。町内お住まいの方への相続ですが、複数筆ある方が多くなって
おります。地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろ
しく願いいたします。
報告第3号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第3号について事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。
複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視してい
たきたいと思います。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。
〔「なし」の声あり〕
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

7 番

8 番
